

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

令和 年 月 日

碧南市長 小池 友妃子 殿

住 所

氏 名
(名称及び代
表者氏名)

電 話 () -

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行 為 の 場 所			
行 為 地 の 面 積	m ²		
行 為 の 種 類	建築物 の 工作物	新 築 の 改 築 増 築	土地の形質 ・ 移動の容易 ・ 設置 の 堆 積
許可を受けようと する行為の概要	建築物等 構造 面積	m ²	用途
工事着手予定年月日	令和 年 月 日	工事完了予定年月日	令和 年 月 日
連 絡 先			
書 類 経 由 欄	施行者	市町村	

〈記入例〉 (土留めの場合)

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

令和 年 月 日

碧南市長 小池 友妃子 殿

住 所 碧南市松本町28番地

氏 名
(名称及び代 碧 南 太 郎 印
表者氏名)
電 話 (0566) 41-3311

次のとおり建築行為等の許可をしてください。

行 為 の 場 所	碧南〇〇土地区画整理事業 〇ブロック〇-〇		
行 為 地 の 面 積	〇〇〇. 〇〇 m ²		
行 為 の 種 類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 土地の形質 移動の容易 設 置 の 改 築 ・ の <input type="checkbox"/> 工作物 増 築 変 更 でない物件 堆 積 (*該当する内容を囲んで下さい。)		
許可を受けようと する行為の概 要	コンクリート 建築物等 構造コンクリートブロック 〇〇. 〇m ² 用途 擁壁 再積		
工事着手予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	工事完了予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
連 絡 先	*設計士・建築士・工事の請負業者の方が代理で提出される場合は、この欄に連絡先をご記入下さい。 〇〇建築事務所 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
書 類 経 由 欄	施行者		市町村

誓 約 書

令和 年 月 日

碧南伊勢土地区画整理組合
理事長 石 川 桂 一 様

(申請者) 住所
氏名
電話

(施工者) 住所
氏名
電話

行為の場所 碧南伊勢土地区画整理事業 街区 画地 m²

土地区画整理法第76条第1項の規定による土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請（以下「76条申請」という）にあたり、下記事項を十分に留意の上、施工することを誓います。

記

- 1 着手にあたっては着手届、完了時には完了検査を受検し、承認を得た後、完了届を提出します。
- 2 本申請以外の行為をする場合は、新たに76条申請を提出します。
- 3 隣地境界線を侵さないよう構造物の計画、施工をします。構造物が境界線を越えていた場合は、当方で直ちに修正工事を行います。
- 4 宅地内への工事用車両の乗り入れにより、側溝等の構造物を破損した場合は、組合に連絡し、当方の費用で組合の指示通り復旧します。
- 5 側溝や集水柵に土砂、コンクリート等は流出しません。完了時には清掃を行います。
- 6 境界杭は自己保全します。万一、境界杭を滅失、移動、破損した場合、完了検査時に異常が認められた場合は、組合が境界杭を復旧し、その費用は当方が負担します。境界杭は天端面が全て確認できる状態とします。
- 7 本工事に伴うトラブルは当方で処理します。
- 8 疑問等を生じた場合、組合と協議のうえ誠意をもって対処します。

土地区画整理組合事業施行区域内における
土地区画整理法76条申請について

1. 法第76条の要旨

土地の形質の変更もしくは建築物その他工作物の新築、改築もしくは増築を行い、又は法令で定める移動の容易でない物件の設置もしくは堆積を行おうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

[土地の形質の変更]とは、宅地地盤の切盛、区画割の変更をさします。

2. 提出書類

(1) 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書(76条申請)(2部提出)

(2) 種別毎に次の図面が必要です。

①建築物

ア. 附近見取図(S:1/10,000~1/2,500)……都市計画課で発行した都市計画図等

イ. 街区内申請地図(S:1/1,000~1/200)……都市整備課で一枚10円でコピー可

ウ. 配置図(S:1/600~1/50)

建築物位置表示・隣接地との距離・汚水及び雨水排水経路

エ. 平面図

オ. 二面以上の立面図又は断面図

隣接地と最も接近する箇所(樋等)までの距離

②工作物(擁壁・土留等) 上記ア・イ・ウ・構造詳細図

③土地の形質の変更 上記ア・イ・ウ・横断図

(3) 誓約書(組合宛)

3. 留意事項

(1) 工事に着手する前には、申請者と組合と現地立会を行い、境界杭や公共施設の破損等を確認します。その状況を写真撮影し、組合宛の別紙「着手届」に添付して提出して下さい。

(2) 場所により道路が未整備ですので、側溝設置工事等が円滑に施工できるようご協力をお願いします。

(3) 現地にある境界杭は、工事の際抜かないようにしてください。また、境界杭が工事中に移動することが無いよう自己保全して下さい。

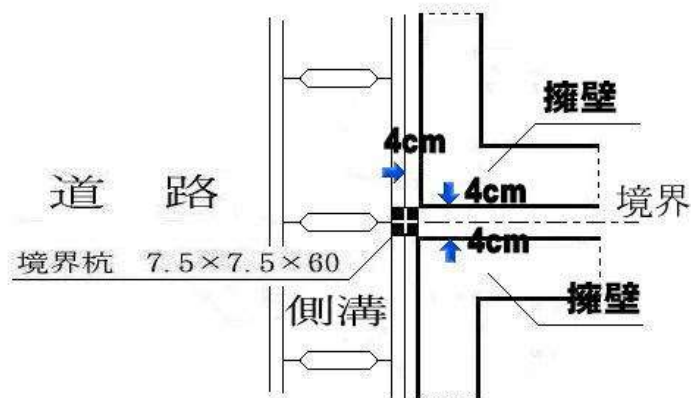
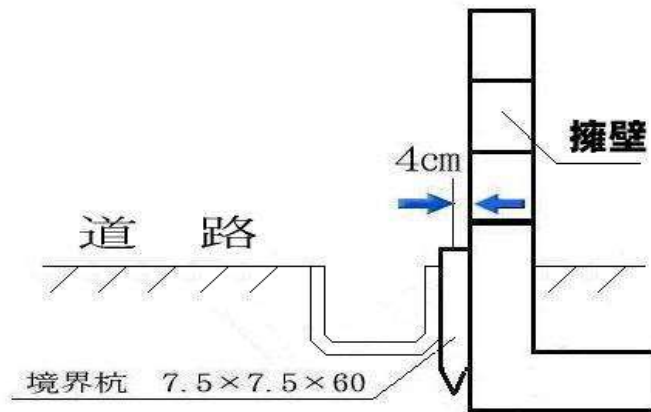
(4) 境界杭を抜いた場合及び移動した場合は、組合で境界杭の復旧をしますので実費負担をお願いします。

(5) 境界点は、木杭の場合は杭上の釘の位置となります。コンクリート杭及び金属杭の場合は、杭の表示位置となります。側溝等構造物の上部の場合は、構造物上のマーキングの位置となります。敷地境界付近に構造物を設置する場合は、隣地及び道路境界線より4cm以上離して施工されますようお願いいたします。基礎コンクリート、ブロック等も同様をお願いします。

(6) 工事の際には、側溝、舗装等を破損することのない様、適切な養生をお願いします。なお、破損等があった場合は、組合に連絡するとともに原形復旧をお願いします。

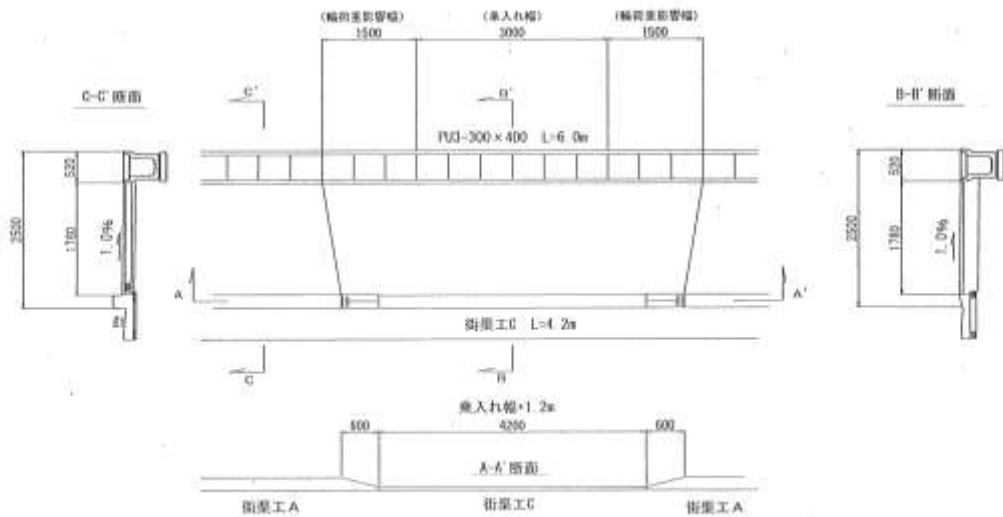
(7) 排水管の側溝接続部は、土砂流出がない様、コンクリート等で充填して下さい。

- (8) 工事完了後、隣接する仮換地及び側溝、道路等の清掃をお願いします。
- (9) 工事が完了した場合は、組合宛に別紙「完了検査願」を提出し、申請者と組合立会のもと完了検査を行います。検査は申請内容と現地の整合性、許可書添付の留意事項が遵守されているかを確認します。検査で不適格な箇所が判明した場合は、組合の指示に従い速やか（概ね2週間以内）に修正工事をして下さい。指示に従わない場合、土地区画整理法第140条により罰せられることがあります。
- (10) 完了検査に合格した場合は、組合宛に別紙「建築工事等完了届」を提出して下さい。その際に、完了検査時に撮影した工事完了写真も添付をお願いします。
- (11) 76条申請提出後、境界杭の確認を行うため、組合又は組合が依頼したコンサルタントが敷地内に入ることがありますので、ご承知下さい。また、申請者と居住者が異なる場合は、居住者にもその旨、伝えて下さい。

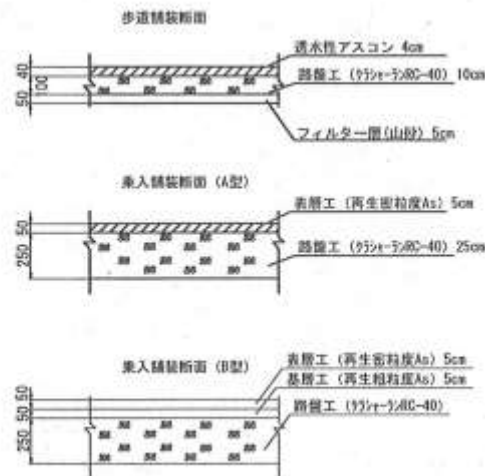


(12) 区画道路9-1、9-2、12-1、12-2号路線は車道と歩道の境界に歩車道ブロック、又はガードパイプが設置してあります。敷地への車両の出入りは、工事の承認を得ることにより、このブロックを開口し乗入口を設けることで可能となります。なお、開口部は標準4.2mとなります。交通安全上、設置が難しい位置もありますので、乗入口の設置を希望される場合はご相談下さい。

乗入工 標準構造図
(乗用車・小型貨物自動車)



なお、歩道部の復旧については下記の図の通りになしてください。



* 問合せ 碧南市役所都市整備課 (0566) 95-9909 (ダイヤルイン)
メールアドレス toshiseibi@city.hekinan.lg.jp